

# 農政時流

第18号／平成21年3月31日発行

宮城県農業会議

宮城県担い手育成総合支援協議会

仙台市青葉区堤通雨宮町4-17

TEL / 022-275-9164

E-MAIL / 04miyagi@nca.or.jp

## 〈主な内容〉

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>② 農地法等の一部を改正する法律案の概要について</li> <li>③ 主張「JAグループ宮城の経済事業における担い手対応について」</li> <li>④ 農地等に係る相続税納税猶予制度等の改正の概要(メモ)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>⑤ 「平成20年度担い手育成・確保経営者講演会」</li> <li>⑥ 農業委員会活動事例 石巻市農業委員会</li> <li>⑦ 地域おこし事例</li> </ul> |
|--|---|



## ●次代を担う若者たち●

### 「我が子に自慢できる農業者になりたい」

歳王町曲竹

関口英樹さん(30)

英樹(ひでき)さんは、水稻を中心に、町特産のツルムラサキをはじめ、多くの野菜を生産しています。父 康雄さん(60)の農業に取り組む姿を見て、農業者になることを決意し、県農業短期大学卒業後、就農しました。「父から、“生産技術は、自分で考えて習得するもの”と教わった。試行錯誤を繰り返し、自分で考えて生産に取り組んでいます。」と、英樹さんは、“いつか父親を越えたい”と技術面に磨きを掛けています。

信条は「自分が食べても美味しい物をつくる」こと。「将来、我が子に自慢できるような農業者になりたい。そのためにも、“美味しいよ!”と、皆さんに胸を張ってお勧めできる農産物の生産に努めます」と、妻の郁恵さん(30)と共に、毎日、きめ細かな栽培管理に取り組んでいます。



関口英樹・郁恵夫妻と、息子の蔵之介くん(1歳5ヶ月)

## 農地法等の一部を改正する法律案の概要について

今日、世界の食料事情が大きく変化する中、海外依存の高い我が国は、国内において安定した食料を供給することが極めて重要となっております。

そのため、その基礎的な食料の生産基盤となる農地を確保し、最大限活用していくことが喫緊の課題であります。

そうしたことから、これまで耕作者主義を基本としていた「農地法」について、農地を適正に利用する者を確保・拡大する観点から、現在、国会へ農地法の一部改正法案等が上程されております。

その主な改正内容の概要は、次のとおりとなっております。

〔平成21年2月農林水産省作成資料より抜粋〕

### 1 法律の目的の見直し

- ① 農地法第1条の目的規定について、農地を耕作者みずからが所有することを最も適当であるとする考え方を、農地の効率的な利用を促進するとの考え方に改める。
- ② ①の見直しに併せ、農地について所有権、賃借権等の権利を有する者はその適正かつ効率的な利用を確保しなければならない旨の責務規定を新たに設ける。

### 2 農地転用規制の見直し

- ① 現行では国又は都道府県が病院、学校等の公共施設の設置の用に供するために行う農地転用については、許可不要とされているが、これを見直し、許可権者である都道府県知事等と協議を行う仕組みを設ける。
- ② 違反転用が行われた場合において、都道府県知事等による行政代執行制度を創設するとともに、違反転用に対する罰則を強化（罰金額の引き上げ）する。
- ③ 農地の農業上の利用を確保するために特に必要がある場合において、農林水産大臣は、都道府県知事に対し、農地転用許可事務の適切な執行を求めることができることとする。

### 3 農地の権利移動規制の見直し

農地の権利移動の規制について、農地の権利を取得しようとする者が、

- ・農地のすべてを効率的に利用すること
- ・個人の場合は農作業に常時従事すること

・法人の場合は農業生産法人であること  
という現行の許可要件を引き続き原則とした上で、次のように見直す。

- ① 農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがある場合には農業委員会は許可しないとの要件を新たに設ける。農業委員会のチェックを通じて、地域における農業の取組を阻害するような権利取得を排除する。
- ② 農地の貸借について、農地を適正に利用していない場合に貸借を解除する旨の条件を契約に付させることにより、農作業に常時従事すること（個人の場合）及び農業生産法人であること（法人の場合）の要件を課さないことができることとする。なお、契約による貸借の解除がなされない場合には許可を取消すことにより、農地の適正な利用を担保する。
- ③ 農業生産法人について、農業生産法人は地域の農業者を中心とする法人であるとの基本的性格を維持した上で、出資制限を次のように見直す。
  - ア 農業生産法人の構成員については、法人に農地を貸している者等は議決権制限を受けないのに対して、これらの者と実態的に違いのない法人へ農作業を委託している者には議決権制限が課されている。この差を解消するため、法人へ農作業を委託している者についても、議決権制限を受けない構成員とする。

イ 関連事業者の議決権を1事業者当たり1/10以下とする制限を廃止（ただし、最大で関連事業者の議決権の合計の上限（原則1/4）まで）するとともに、農業生産法人と連携して事業を実施する一定の関連事業者（農商工連携事業者等）が構成員である場合には、関連事業者の議決権の合計の上限を最大総議決権の1/2未満までとする。

- ④ 農地の権利取得に当たっての下限面積（原則50a以上）について、地域の実情に応じ農業委員会の判断でこれを引き下げられるようにする。
- ⑤ 相続等により許可を受けることなく農地の権利を取得した者は、農業委員会にその旨を届け出なければならないものとする。

#### 4 遊休農地対策の強化

遊休農地対策については、遊休農地のうち地域の農業振興を図る観点から市町村が指定したのものについて必要な措置を講ずるという現行の仕組みを、全ての遊休農地を対象とした仕組みに見直す（現行の農業経営基盤強化促進法に基づく仕組みを農地法に基づく仕組みとする）。

その際、農業者等が遊休農地がある旨を申し出ることができる仕組み、所有者が判明しない遊休農地についても利用を図る措置等を新たに設ける。

#### 5 その他

- ① 小作地の所有制限及び小作地を国が強制的に買収する措置を廃止する。
- ② 農地の賃貸借の存続期間について、民法により20年以内とされているところを50年以内とする。
- ③ 国が自作農創設のために強制的に未墾地を買収し、農家に開墾させる制度、標準小作料制度等を廃止する。
- ④ 「小作地」、「小作農」等の用語の見直しを行う。

以上のほか、関連して農業経営基盤強化促進法、農業振興地域の整備に関する法、農業協同組合法の改正も併せ行うこととし、施行期日は公布の日から起算して6ヶ月を超えない日が予定されています。

## 主張

### JAグループ宮城の経済事業における担い手対応について

全国農業協同組合連合会宮城県本部

県本部長 赤松儀郎



平成19年度から施行された経営所得安定対策に対応していくため、平成18年8月、「新しい宮城の農業とJAづくり本部」において『「担い手への個別経済事業対応」に関する

宮城県マスタープラン』を制定しました。

各JAはJA版担い手対応マスタープランや担い手対応要領等を策定し多様な担い手に対する対応の強化を図ってまいりました。集落営農組織や認定農業者・農業法人、生産部会など、JAそれぞれで定めた担い手は県内で8,800名（組織）を超えています。その対応のためJAでは合計164名のTACを配置し出向く活動の強化を図ると共に、生産資材等の多様なニーズに対する対応および大口利用要領などの施策による担い手支援を鋭意すすめてまいりました。

全農宮城県本部においてはJAに対し、各種担い手支援対策を打ち出すと共に、TACの活動充実・強化を図るためTACシステム（担い手対応支援システム）活用支援やTAC人材育成研修会開催などによる支援をおこなってまいりました。

平成21年度は担い手対応の充実期と位置付け、担い手の皆様に実感していただけるようJA・全農宮城県本部一丸となり更なるTAC活動の充実と定着に取り組んでまいります。

#### 《TACとは》

JA全農は昨年「地域農業の担い手に出向くJA担当者」の愛称を農業生産者団体およびJAグループの代表者による審査を経て『TAC』（タック）に決定しました。

『TAC』の由来の一つである「T（とことん）A（会って）C（コミュニケーション）」が今こそ大切な活動であると考えております。

（なお、一部JAでは既に独自の名称・愛称を定め担い手に定着しているところもあります）



# 農地等に係る相続税納税猶予制度等の改正の概要(メモ)

相続税納税猶予制度は、農業相続人の営農継続に必要な農地の細分化防止の支援策として昭和50年(1975年)に税制改正により創設されました。

今回、農地等について「所有」から「利用」への転換など、農地政策の大幅な見直しにより、農地の永続的な確保と有効利用を目指す観点から、一定の要件のもと、農地を貸しても適用対象とするとした特例を拡充することが、21年度税制改正大綱(平成20年12月12日決定)に盛り込まれました。

当該制度は「租税特別措置法改正案」に盛り込まれ、平成21年1月23日の閣議決定を経て今国会に上程・審議されました。

なお、改正相続税納税猶予制度の施行は、農地関連法案(2月24日閣議決定、今通常国会に上程・審議され、法案成立後6ヶ月を超えない日で施行)の施行日以降に発生した相続等に適用されることとなっております。

主な改正の概要は次のとおりです。

## 1 一般農地の取扱い

農地法の転用規制の及ぶ農地について、現行20年となっている「免除要件」について、「終身農地利用」と扱われます。

## 2 20%超の農地を譲渡した場合の取扱い(適用期限確定に関する要件の緩和)

農用地区域内の特例適用農地を農業経営基盤強化促進法の規定に基づき譲渡した場合、特例適用農地すべての20%を超える譲渡であっても、納税猶予の適用期限の全部確定(取り消し事由)せず、譲渡割合に応じ、猶予税額および利子税を納付するようになります。

## 3 疾病等の場合の営農継続の緩和

すでに適用を受けている場合、また、新たに適用を受けている場合にかかわらず、猶予期間中に身体障害等やむを得ない事情により営農継

続が困難になり農地を貸し付けた(自らの営農を廃止、「営農困難時貸付農地等」)場合、納税猶予の適用継続が認められます。

また、災害・疾病等のため一時的に営農できない場合は、営農を継続しているものとする取扱いを国税庁長官名の通知で明確化されます。

なお、この規定は贈与税納税猶予制度の特例適用農地等にも適用されます。

## 4 猶予税額の納付に伴う利子税の引き下げ

納税猶予の適用者(20年の営農継続によって免除される者を除く)が、特例適用農地等を譲渡した場合の利子税率が現行より引き下げられます。

## 5 すでに納税猶予の適用を受けている一般農地の取扱い

すでに適用を受けている一般農地については、自作地のままであれば、「20年の営農継続による免除」の適用が継続されます。ただし、適用農地の一部を農業経営基盤強化促進法の規定に基づき貸し付けた場合、その面積にかかわらず、すべての適用農地が「終身農地利用」の適用となります。

## 6 貸し付けた農地が耕作放棄された場合等の取扱い

農地が耕作放棄されれば、現行制度と同様、納税猶予は期限の確定となり猶予税額を利子税と合わせて支払うことになります。

※ 農地等とは、農地又は採草放牧地及び準農地(農用地区域内にある土地で10年以内に農地や採草放牧地に開発して、農業の用に供することが適当であるものとして、市町村長が証明したもの)

※ 贈与税の納税猶予制度については、現行どおりで、今回改正はありませんのでご留意願います。

—— 相続税等納税猶予制改正の概要について ——

全国農業会議所  
平成21年2月現在

改正の内容	一般農地(市街化区域以外)		市街化区域内農地		贈与税納税猶予制度
	施行後適用者	施行前適用者	三大都市圏特定市の生産緑地	一般市街化区域内農地	
① 相続時において、すでに基盤強化法により貸し付けられている農地	○	—	—	—	—
② 適用農地を基盤強化法により貸し付けた場合	○	○	—	—	—
③ 終身農地利用	○	貸し付けた場合 ○	○	—	—
④ 自ら耕作する場合の免除要件(20年)	—	○	—	○	—
⑤ 猶予期間中に身体障害等による営農継続が困難な場合、上記②の貸し付けが不可能でも、それ以外による貸し付けでも継続	○	○	○	○	○
⑥ 災害・疾病等一時的に営農困難な場合の取扱いの明確化	○	○	○	○	○
⑦ 農用地区域内の適用農地を基盤強化法により譲渡した場合、20%以上でも全確定にならず譲渡部分のみ確定	○	○	—	—	—
⑧ 納税猶予適用者(20年免除除く)が適用農地を譲渡した場合、利子税の税率を現在の4.0%→2.2%(収用は1.1%)	○	終身農地利用は ○ 20年免除は ×	○	—	○

※ 改正された相続税等納税猶予制度の特例は、農地関連法案施行後からの適用

※ ③において、現行制度の適用農地で、一部の農地を貸し付けた場合、その他の適用農地の全てが終身農地利用となる

※ ⑥において、一時的営農困難な場合は、家族による耕作又は第3者へ農作業の委託(作業料の支払)等し、耕作放棄としないことが必要。

(農地法3条第1項の使用収益権が設定された状態となれば確定となる)

※ ⑧において、利子税の引き下げは、新制度施行後の年から適用。現行適用されている農地はその年々の利率で計算することになる。

※ 三大都市圏特定市の生産緑地については、本県は該当しません。

## 和やかな雰囲気で行われた

## 「平成20年度担い手育成・確保経営者講演会」

地域農業の牽引者の方々にヒントを得てもらう目的で、平成21年2月23日、JAあさひなの大会議室において「平成20年度担い手育成・確保経営者講演会」を開催しました。

当日は、雪降りにもかかわらず、予定人数を遙かに超えた142名が参加し、講師の弘前大学農学生命科学部神田健策教授から「農業問題の根本は何か」について2時間にわたりご講演を戴きました。

神田教授は、昭和23年北海道旭川市の生まれ。農業経済学、協同組合学が専門で、『地域農業もうひとつの未来』、『21世紀食料・農業市場の展望』、『ファーム・ファミリー・ビジネス』、『地域づくりと農協改革』など多数の著書があります。

講演会場は、写真のように座席を学校形式でなく13のテーブルとし、テーブルの中央には、JAあさひなの配慮で、大衡村の花専門農家・斉藤氏が栽培したランタンキュラスが添えられ、皆さん心すこやかに講演を聞くことが出来ました。

## 【神田教授の講演概要】

- 現在、国民の94%が食料に不安を抱いている。外国から輸入すれば良いという考え方を、以前の調査では20%であったが現在は3%と国民の

## 担い手育成・確保経営者講演会



意識が変わってきている。

総じて、「国産が良く、安い方が良い」というのが現在の国民の考えである。

- 全て市場原理にまかせれば上手くいくという「新自由主義」は崩れている。
- 国内の水田を再生するのに約9千億円かかる。
- 食料自給率40%、木材自給率20%、魚類自給率59%と低迷しているが、金を出せば何でも買える時代ではなくなった。
- 世界の食料貿易の中で10%を日本が輸入しているが、2006年農林水産省では、日本が完全自由化した場合、食料自給率が12%になると試算している。
- 「基本計画策定」で、概ね10年後の食料自給率50%のイメージが数量で示された。
- 現在、農村で元気があるのは「直売所」であり、1カ所約7千万円（1農家約100万円）の売り上げがある。この現象は、米国でも同じであり、この様な『ファミリー・ファーム』は、今後も伸ばしていくことが大切である。
- 今こそ『イート・ローカル（地元産を食べよう）運動』を進めたらどうか。

（三浦 誠一）



## ◆農業委員会活動事例◆

新しい地図システムを  
遊休農地の解消に活用

石巻市農業委員会

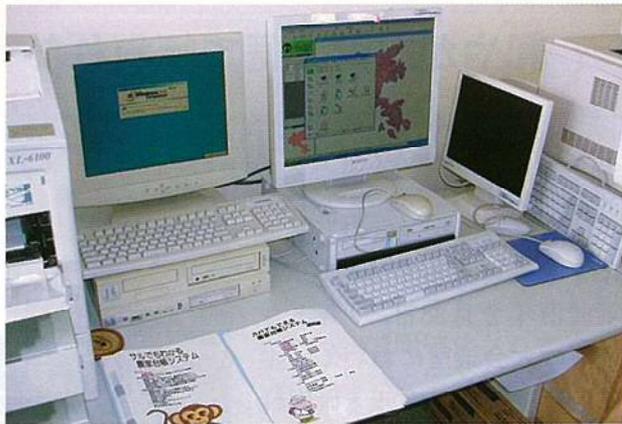
平成17年に1市6町が大型合併した石巻市農業委員会では、農地基本台帳の電子化と農地地図情報システムとの統合で、データの正確性が増し、煩雑となりがちな農業委員会の事務処理が軽減し、農家への情報提供サービスが一段と充実している。

合併後、石巻市は農家数が約6,700戸、農地面積は田が約8,700ha、畑が約540haと大きく広がった。農地の権利移動や貸借関係の補正作業に手間が掛かることから面積の修正に支障を来し、また膨大な時間を要していた。

そこで、農地基本台帳と地図情報を統合し、データを共有する「農地情報総合ネットワーク管理システム」と「農地地図情報システム」を導入した。

導入に当たっては、農業委員会の各支所の窓口機能を低下させず、同時にパソコン操作に精通しない職員であっても簡単に扱えることを優先し、事務局本所と各支所（旧市町）をネットワーク化した。

農地地図システムは、住宅地図や航空写真と重ねて表示することができ、農地台帳に登録した情報とリンクして、複合条件での同時検索が出来ることから、農業委員会の現地調査や農地パトロールにも有効に活用されている。現地の特が簡単



にできるため、遊休農地の把握と解消、無断転用の防止にも大きく貢献している。

また、農業委員会窓口を訪れる農家も、航空写真を重ねた農地地図を見せることで、視覚的に現況が把握できることで、話がスムーズに進むようになった。

今後とも、山積した課題解決に向けて、システムを活用した様々な取り組みが期待されている。

## 教えて!

## 農地・農年



**問** 私は、同居中のサラリーマンの息子に農地を使用貸借して、経営移譲年金を受給しています。ところが、息子が一時的な転勤により東京に行くことになりました。来年の春には、戻ってくる予定です。息子が戻ってくるまでは、私が農業経営をやりたいと考えていますが、現在受給している年金はどうなりますか。

**答** 後継者に貸し付けて経営移譲した農地（特定処分対象農地）を、全部又は一部でも返還された場合は、原則として、経営移譲年金は支給停止

になり、年金額の低い特例老齢年金に切りかわります。切りかわる時期は、農地の返還を受けた月の翌月からとなります。

息子さんが戻ってくるまでの間は、あなた（受給者）が農業経営をされるので、その間は特例老齢年金を受給することになります。

来年、転勤された息子さんが再び戻り、返還を受けた農地（特定処分対象農地）の全てを息子さんに経営移譲すれば、あなたは再び経営移譲年金の受給者となります。

なお、農業経営再開後、農地（特定処分対象農地）の移転、貸借、転用等を行うと、再び経営移譲年金の受給者となる途が閉ざされますので、ご注意ください。

## かけはし「がんばる農業委員」



登米市農業委員 伊藤成子さん(59)

経営内容：水稲 700㌦（うち作業受託 350㌦）、露地キャベツ 70㌦  
就任回数：1期目（選任）

農業委員になって、勉強することが山ほどあります。農業者年金も、男性だけでなく女性も加入できる仕組みになっていることも、農業委員になって初めて知りました。

年金は老後生活に不可欠なものです。農業委員として、農業者年金の加入推進を積極的に図っていきたいと思います。「女性農業者の仲間たちと共に、自分自身の知識や経験を高めていきたい」と、この3月に「アグリレディースとめ」（会員31名、代表：芳賀よみ子）を立ち上げました。女性農業者にぜひ知ってほしい、また喜んでもらえるような勉強会等を開催していきたいと考えています。

### 地域おこし事例……………道の駅 みなみかた「もっこの里」 運営管理 NPO法人もっこの里

## 農村レストラン [四季食彩 野の花]

道の駅の周辺は「登米耕土」とよばれる肥沃な土地が広がり、稲作が盛んで、和牛の主産地でもあり、資源循環型農業と環境保全米づくりが本格的な地域となっています。

道の駅は、登米市南方町「主要県道古川・佐沼線」の南方総合支所隣に、経営構造対策事業を活用して平成17年3月に建設され、農産物直売所、農産加工室、農村レストランが一体的に整備されています。

「もっこの里」という名称は公募によるもの。もともと「もっこり」は南方でよく使われている言葉で、「何とか元気を出して頑張っていこう」という意味で、「元気もっこり・やる気もっこり」のかけ声があります。「もっこりニラ」のブランドも定着しており、「もっこの里」は町の



←バイキング形式のレストラン



昼食時は、地元の方々、移動中のサラリーマンで混み合う

活力を表現しているということで採用されています。

農村レストランは、昨今ブームのバイキング形式で、郷土料理などの地元の味をフルに採り入れた愛情いっぱいメニューが人気で、価格は当初から大人980円となっています。

元気はつらつ的女性スタッフが、新鮮な朝採り野菜をふんだんに使って、地場の食材の美味しさをアピールしています。地元客の他、移動中のサラリーマンや遠方からの来店客で、連日にぎわいを見せています。

「パン工房・マーマ」では手づくりパンが大好評。また、「漬物工房：香彩」、「惣菜工房：旬彩」、「餅工房：杵つき館」のこだわり加工品が、地産の農畜産物とともに陳列販売されています。

#### 《営業時間》

直売所 午前9時30分～午後6時

レストラン 午前11時30分～午後8時

#### 《休業日》

1月1日～1月3日

(森谷 賢一)



# ※お知らせ※

## ○平成20年優良情報活動表彰

4月8日に東京都で開催される全国情報会議で、平成20年優良情報活動表彰があります。これは、系統組織紙の全国農業新聞の普及活動等に顕著な成績を修めた農業委員会、農業委員並びに農業委員会職員を表彰するものです。本県の受賞は以下のとおりです。おめでとうございます!!

### ◇普及拡張特別優秀委員会（全国で上位10傑）

栗原市農業委員会

### ◇全国農業新聞普及優秀農業委員会

(13農業委員会)

加美町、色麻町、大崎市、美里町、涌谷町、山元町、川崎町、東松島市、丸森町、登米市、角田市、仙台市、栗原市

### ◇情報活動功労賞

農業委員の部（5名、敬称略）

秋山憲義（栗原市）、高橋長一郎（石巻市）、青砥久義（加美町）、佐竹榮一（涌谷町）、小野寺弘光（本吉町）

職員部の部（7名、敬称略）

大友清彦（仙台市）、太田務（大崎市）、二階堂旭（栗原市）、齋藤洋一（石巻市）、島田定一（山元町）、早坂安美（加美町）、泉沢幸吉（涌谷町）

## ○平成21年度全国農業委員会会長大会

全国の農業委員会会長が一堂に会して政策提案を行うとともに、「新・農地と担い手を守り活かす運動」等を組織一丸となって強力に進めるため、会長大会を開催いたします。

主催：全国農業会議所

参加者：市町村農業委員会会長

期日：平成21年5月28日（木）

12時30分開会（開場11:30）

場所：「日比谷公会堂」

東京都千代田区日比谷公園内

（JR有楽町駅徒歩約7分）

### 🌸🌸「農政時流」読者の声募集🌸🌸

紙面づくりの参考のため、ご感想をお寄せください。

FAX: 022-276-3899 / E-mail: 04miyagi@nca.or.jp



## オフ・タイム



あき やま 秋 山 副会長（登米市農業委員会会長）



秋山副会長のモットーは「日々健康」。大好きなビールの晩酌を目指して日々お仕事に励んでいらっしゃる‘好循環’です。

ご先代は新潟県の長岡のご出身で、当時の米山村に入植してから秋山副会長が三代目とのこと。お話を伺ってお名前前の「耕」にご先代の念を感じました。趣味は農作業の合間に奥様と行く日帰り温泉で、特に鳴子温泉がお気に入りとか。時間があったら湯治がしたいのを「歳だなあ」とおっしゃいますが、小学生のお孫さんにはお若いおじいちゃんですね！（井澤 香子）

うじ いえ きよ あき 氏 家 清 明 事務局長



酪農と大崎地方をこよなく愛する氏家局長は、福島県のご出身。186cmの長身で、悩みの腰痛の原因は、学生時代の弓道ではなく、自然と前屈みになる姿勢とか。

相手のことを考えるのを大切にしたいとおっしゃるとおり細かな気配りで、職場の盛り上げ役も。休日は自宅で鉢植えの野草の世話と、野草好きからトレッキングを楽しんでいるとのこと。昨年は内陸地震の前の週に栗駒山を歩いたそうです。身長に比例して(?)声も大きく、氏家局長は小声で話しているつもりですがご周知ですよ！（井澤 香子）

## 編集後記

今年は、暖冬に始まり春なのに初夏のような天気が続いていて、今から異常気象が気になります。さて、本年は衆議院議員の選挙が確実に実施される年であります。各政党は、選挙向けと思われる政策を発表し、景気対策の名の下にマスコミを賑わしています。農業政策をとっていても、単年度限りの転作に対する奨励金の増額が追加経済対策として発表されています。農政改革として、生産調整の選択性が議論されているときに、長期的な視点を持たない、経済対策がどれだけの農業振興効果を持つのでしょうか？目先のことに惑わされることなく、将来を見据えた一票を今年に使いたいものです。

（編集委員 二瓶 幸次）

